

福島県湯川村ふるさと納税寄附金受領証明書の取り扱いについて

このたびは、湯川村ふるさと納税事業につきまして、当方の判断や対応の遅れにより皆様に多大な御迷惑をおかけし、お手を煩わせてしまい誠に申し訳ございませんでした。

当村におきましては、本年5月からふるさと納税の受付を開始し、申込をされた方には寄附金の入金を確認した日から1か月以内にお礼状と「**寄附金受領証明書**」を送付させていただきます。

この証明書は、確定申告の際に所得税及び住民税の控除を受けるために使用される書類であり、貴殿におかれましては、寄附金を返還させていただいたため使用することができませんので、誤って使用することがないよう御注意願います。

また、現在お手元にある寄附金受領証明書につきましては、お手数をおかけしますが、同封の返信用封筒にて必ず御返送していただきますようお願いいたします。

信頼回復に向け取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

令和6年12月

福島県湯川村長 佐野 盛至